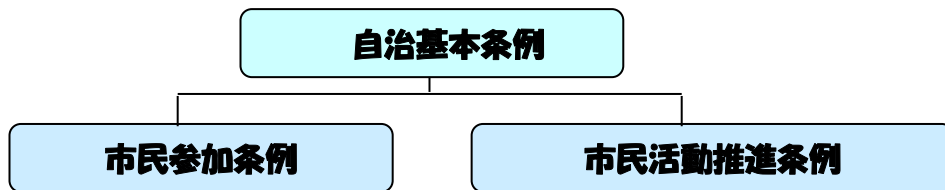


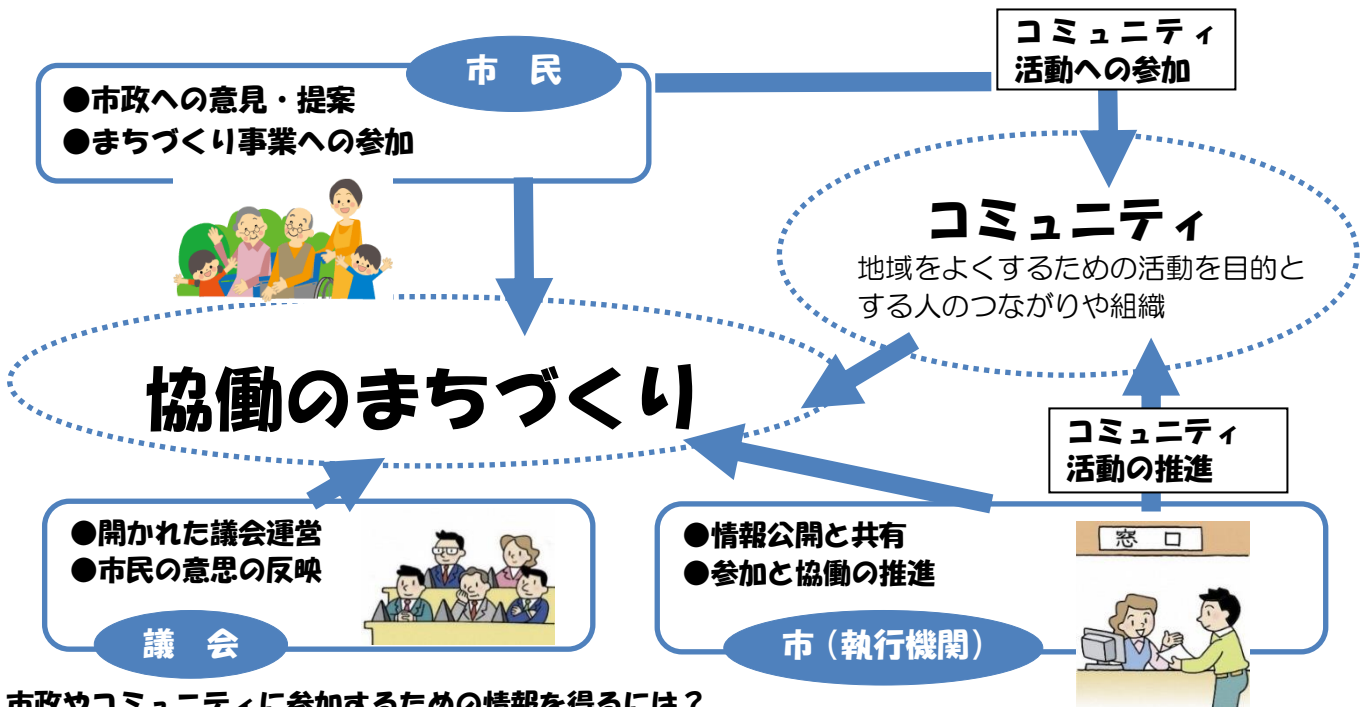
# みんなで育てよう！協働のまちづくり

「協働のまちづくり」とは、市民と市がそれぞれの役割と責任を果たして、公共的な課題の解決に当たり、豊かで活力に満ちた地域の実現を目指すものです。

市では、「自治基本条例」に定められている協働のまちづくりを実現するために、市民が市政に参画するための基本的事項を定めた「市民参加条例」と、市民活動の推進に関する基本的事項を定めた「市民活動推進条例」を定めています。



市民と市が、共に力を合わせていくため、市民のみなさまの積極的な市政やコミュニティへの参加をお待ちしています。



## 市政やコミュニティに参加するための情報を得るには？

- 市民参加推進員制度：「市民参加推進員」に登録すると、市から市民参加に関する情報が届きます。13歳以上の市民が登録できます。
- 市民参加コーナー：市内 25 箇所の公共施設に、市民参加を求めている情報や市民参加の実施結果をまとめて公表するための常設のコーナーを設けています。
- 市民活動情報コーナー：市内 17 箇所の公共施設に、市民活動団体の紹介やイベント情報などを公開するための常設のコーナーを設けています。



※市ホームページ「協働のまちづくり」のページもご参照ください。